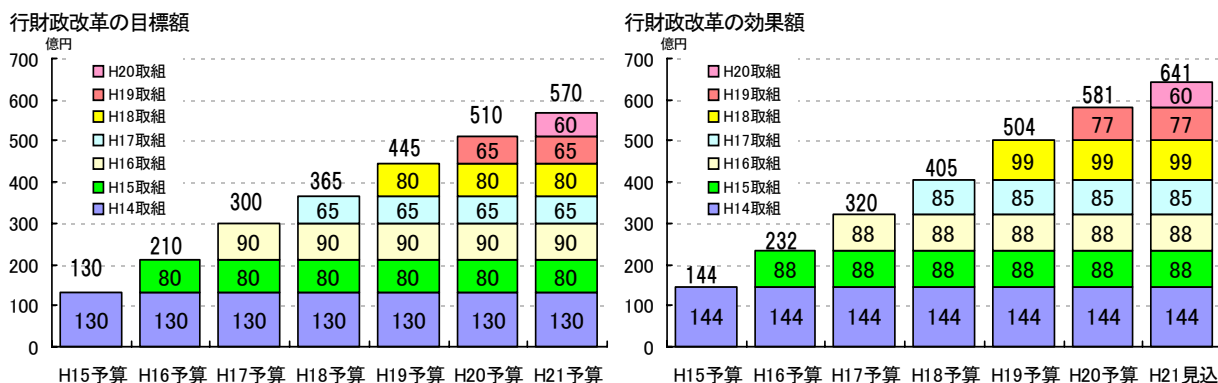


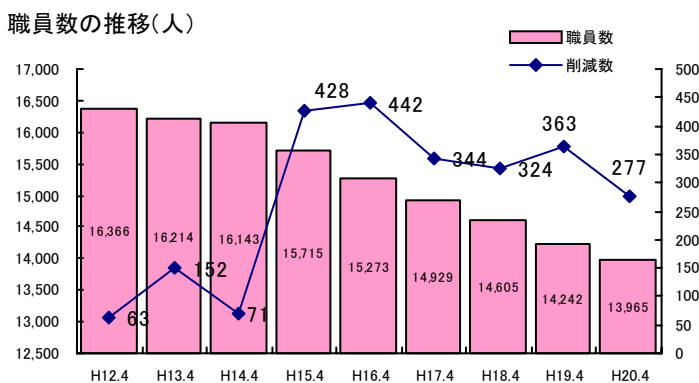
第2次川崎市行財政改革プラン (平成17年度～平成19年度) の取組について (概要)

1 これまでの改革における主な効果 (6年間/平成14～19年度)

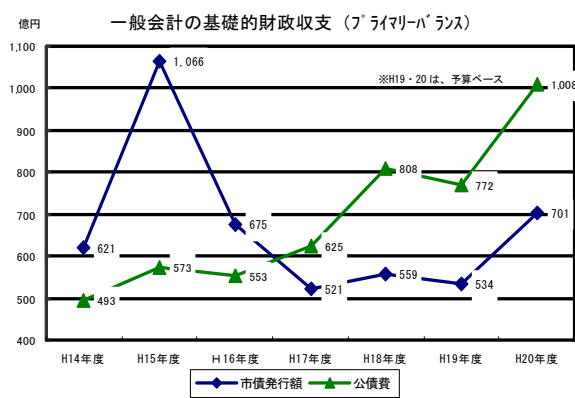
(1) 改革の目標数値として掲げている財政的效果について、平成20年度予算における目標額を単年度で71億円上回る581億円の効果をあげました。



(2) 事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成20年4月までの6年間で2,178人の職員を削減したほか、人事給与制度についても抜本的な見直しを図りました。

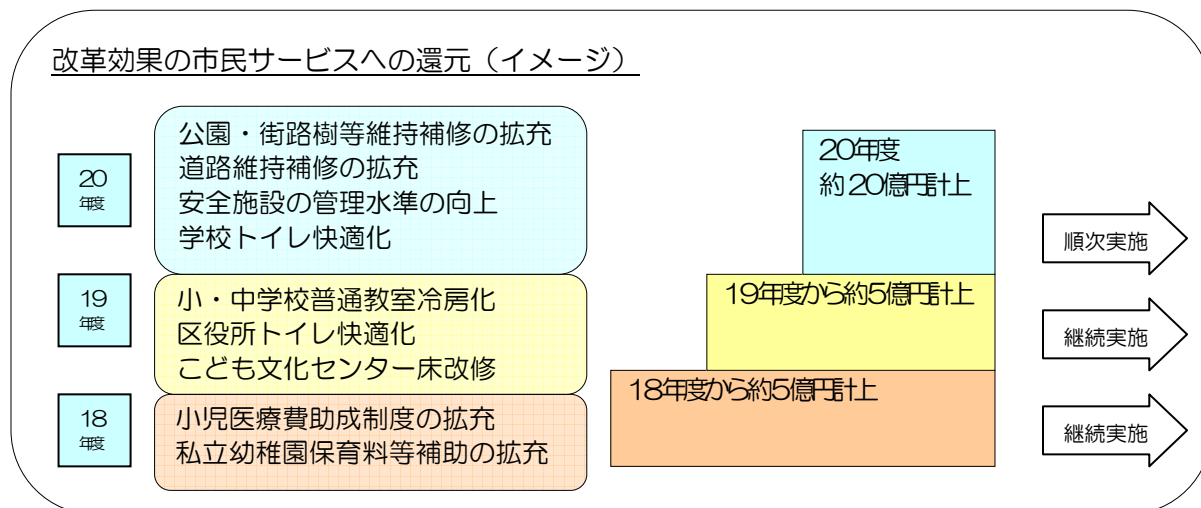


(3) 建設事業等における厳しい事業選択や優先順位付け、市民サービスの再構築など、様々な改革を着実に推進してきたことにより、平成14年の「財政危機宣言」時に見込んだ収支不足への適切な対応を図りました。なお、プライマリーバランス(基礎的財政収支)は、平成17年度決算において黒字に転換し、4年連続で黒字となっています。



2 行財政改革効果の市民サービスへの還元について

改革の着実な取り組みにより、生まれた効果を、平成18年度から市民サービスの拡充に活用することが可能になりました。今後も改革の効果を様々な市民サービスの向上に還元していきます。



3 改革の主な取組について (3年間/平成17~19年度)

I 行政体制の再整備

項目	主な取組内容
効率的な組織機構の構築	●平成20年4月までの3年間で180の役職ポストを削減
新たな人事制度の構築	●平成18年度から新たな人事評価制度を本格導入 ●平成19年6月 第2次人材育成基本計画策定
新たな給与制度の構築	●平成19年4月 給与構造改革の実施（給料水準引下げ、2職1級制の解消等本市独自課題の見直し） ●平成19年度人事評価制度の評価結果に基づいた成績率を勤勉手当に算入 ●平成20年4月 人事評価制度の評価結果を昇給へ段階的に反映 ●特殊勤務手当の見直し 3年間で35手当→13手当に削減 ●健康保険料負担率の段階的見直し 17年度60:40→19年度50:50
公営企業の健全化の推進	●病院事業 平成18年3月「川崎市病院事業経営健全化計画」の策定推進 ●下水道事業 平成20年3月「川崎市下水道事業中期経営計画」の策定推進 ●水道・工業用水道事業 平成18年8月「川崎市水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」の策定推進 ●自動車運送事業 平成18年3月川崎市バス事業「ニューステージプラン」の策定推進
出資法人改革の推進	●平成18年3月 (財)川崎市在宅福祉公社の廃止 ●平成20年3月 (財)川崎市建設技術センターの廃止
指定管理者制度の活用	●平成20年4月末までに公の施設186施設に制度導入

Ⅱ 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

項目	主な取組内容
施設・設備の長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●橋りょうアセットマネジメント事業 保全・補修等の優先順位付けを行い、長寿命化及び維持管理費用平準化等を図り安全性を確保 ●公園施設維持管理事業 効率性等に配慮しながら計画的な維持補修を行い、施設の長寿命化を推進
既存ストックの活用と時代要請への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センター改修事業 市民活動拠点としての活用とともに地域子育て支援センターとして機能を充実（平成20年10月から）。行革効果還元として床の改修を開始 ●バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 市内主要駅周辺地区において、点字ブロック等を設置し高齢者・障害者等の移動円滑化を推進
効率的で効果的な整備主体・手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ●中原消防署改築事業 地域の防災活動拠点として市民の安全・安心な生活を確保し、小杉駅周辺地区の活性化方策としてホテルとの複合施設として整備。平成20年4月開設 ●はるひ野小中学校新築事業へのPFI事業手法の導入 PFI方式による新事業手法の活用を図り建設。平成20年4月開設
既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路網のあり方検討調査事業 平成20年3月の川崎市都市計画審議会において提出された「都市計画道路網のあり方について」の最終答申を踏まえ、「都市計画道路網の見直し方針」を策定。その中で、見直し検討候補路線として7路線11区間を抽出。
市民との協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園育成事業 街区公園等の身近な公園緑地について、市民との協働による維持管理を進めるため、管理運営協議会による地元管理の促進 ●あんしん歩行エリア整備事業 「あんしん歩行エリア」として指定した交通事故の多発地区について、地域住民と協力して作成した整備計画に基づき、安全対策を集中的に実施し交通事故の抑止を図る
総合的土地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平成18年2月「第3次総合的土地対策計画」策定推進 ●川崎市土地開発公社の健全化の推進 ●3制度の保有額の縮減 平成12～19年度末までで約1,299(2,153→854)億円の縮減達成の見込み

Ⅲ 市民サービスの再構築

項目	主な取組内容
社会経済環境の変化に対応した施策の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ●補助・助成金の見直し 「補助・助成金見直し方針」に沿った見直しや効果的活用 ●受益と負担の適正化 博物館施設使用料の見直し（平成19年）や港湾緑地施設等使用料の見直し（平成20年）

項 目	主な取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ●債権確保策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市税収入率、平成 20 年度までの目標値 95%を平成 17 年度決算 (95.6%)で前倒し達成 ・保育料の滞納保護者の一部に対し、市長による個別面談を実施 ●持続可能な制度基盤の確立と施策の転換 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集体制の変更(普通ごみ週 3 日・資源物週 1 日)と祝日収集の実施(平成 19 年度) ・川崎市老人医療費助成制度の廃止(平成 19 年度末)及び経過措置の実施 ●ニーズの変化や代替等による施策の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・診療所(向丘・三田)の廃止(平成 17 年度末)
迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ●IT 社会に対応した効率的・効果的な情報環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市行政サービス端末」による各種証明書の発行(平成 19 年度) ・戸籍総合システムの導入(平成 19 年度) ●市民満足度の高い窓口・相談サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」の本格実施(平成 18 年度) ・市立病院におけるクレジットカード支払いの導入(平成 19 年度)
公共公益施設の有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民利用施設等における機能の転換 <ul style="list-style-type: none"> ・中原会館結婚式場廃止に伴う機能の見直しにより、総合福祉センターに転換(平成 18 年度) ●学校施設の有効活用、複合化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・土日等の学校施設開放における地域主体の管理体制を整備・推進する。久本小、高津中、土橋小、生田小、生田中は地域の N P O 等へ委託
市民協働による地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動支援、協働のルールづくり <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市協働型事業のルール」策定(平成 20 年 2 月) ●シニア能力等活用のためのしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・企業等退職者が持つ優れた技術・経験等を活かす、企業等退職者人材活用支援事業等の推進
区行政改革の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ●区における地域課題への的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月「まちづくり支援担当」を配置。平成 19 年 4 月には「地域まちづくり支援体制」を再整備。平成 20 年 4 月「企画課」の新設及び「地域安全担当主幹」を配置 ・平成 17 年 4 月「こども総合支援担当」を配置。平成 20 年 4 月には「こども支援室」を設置 ●区における市民活動支援施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを作成し、既存施設を有効活用した市民活動支援拠点の整備を推進 ●便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 10 月から、区役所転出入窓口を毎月第 2・第 4 土曜日に試行開設 ・「区役所サービス向上指針」を策定(平成 20 年 4 月) ●市民参加による区行政の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 4 月「川崎市市民会議条例」を施行。各区に区民会議を設置し、地域の課題を区民の参加と協働で解決するための調査審議を開始。平成 19 年度には区民会議フォーラムの開催や課題解決に向けた取組を推進